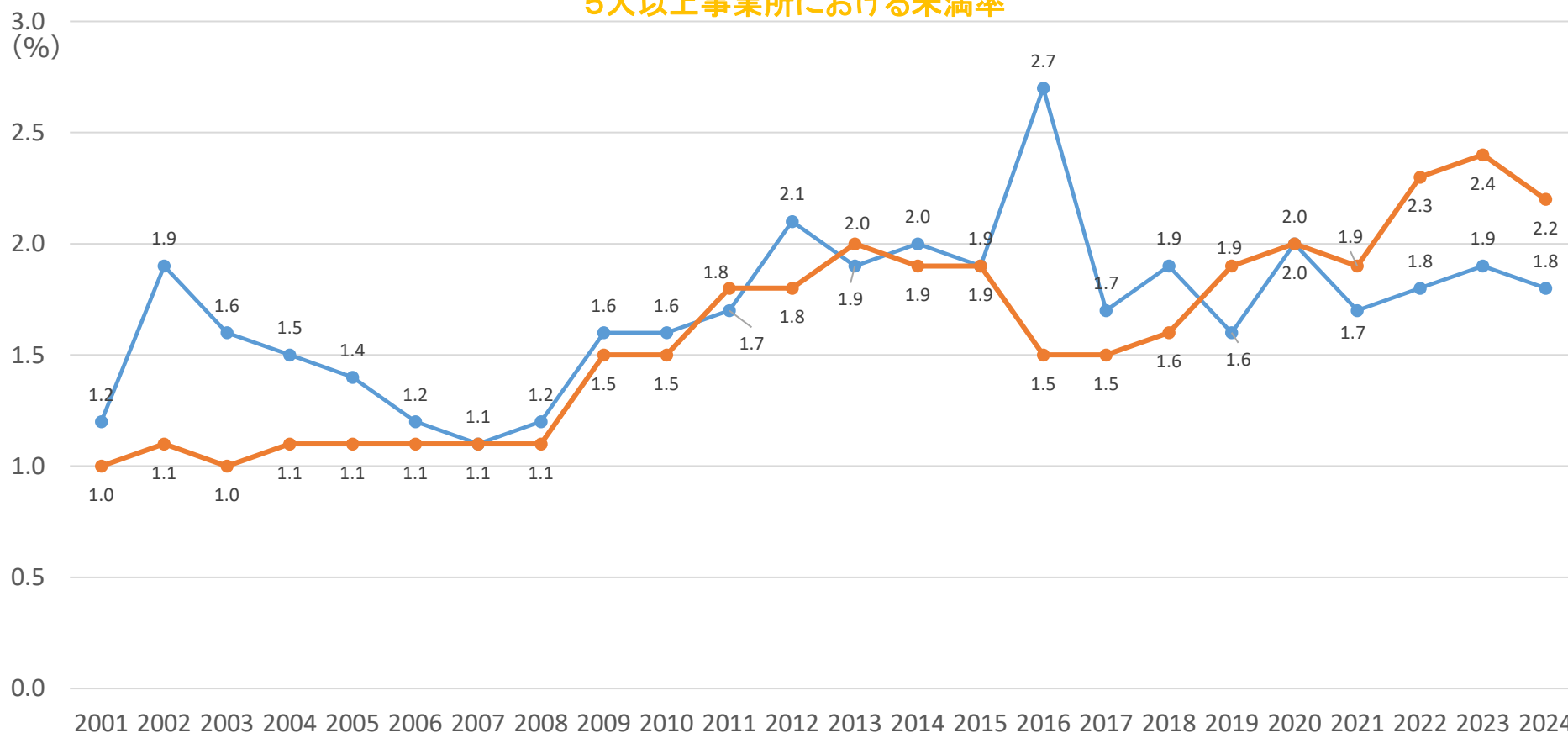


最低賃金の未満率の推移

○ 最低賃金に関する基礎調査による30人未満（製造業等は100人未満）事業所及び賃金構造基本統計調査特別集計による5人以上事業所における「未満率」は、近年は横ばいである。

▷「未満率」：最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合。

30人未満（製造業等は100人未満）事業所における未満率
5人以上事業所における未満率



資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（注）事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」（注）調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。